



建物共済掛金表

住まいる
火災／総合

共済金額（加入金額）1,000万円あたり（年払い）

共済の種類	物件	普通物件	特殊物件一般	特殊物件割増
		住宅・アパート・農作業場・納屋・物置・倉庫（自家用）・土蔵・集会所（330㎡以内）等	店舗・店舗併用住宅・畜舎・旅館・民宿・神社・寺院・事務所・公民館・集会所（330㎡を超える）等	料理飲食店・食品製造加工・クリーニング・自動車修理・木工・木材加工・繊維加工等
		上記建物に付属する工作物（門・垣・塀・カーポート等）住宅等に収容する家具類		

基本契約		一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		6,900	4,500	2,500	12,300	6,500	2,600	31,300	14,500	4,600
臨時費用操特約	10%	7,400	4,800	2,700	13,200	7,000	2,800	33,700	15,600	4,900
	20%	7,900	5,100	2,800	14,000	7,400	2,900	35,700	16,500	5,200
	30%	8,100	5,300	2,900	14,500	7,500	3,000	36,500	16,800	5,300
※小損害実損てん補特約を選択した場合、上記掛金に810円加算します。										

総合共済		基本契約		一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				24,600	22,600	20,800	29,200	24,300	20,900	45,500	31,100	22,600	
臨時費用担保特約	10%			26,700	24,400	22,400	31,800	26,300	22,500	50,100	33,900	24,400	
	20%			27,200	24,800	22,800	32,600	26,800	22,900	51,500	34,700	24,800	
	30%			27,600	25,100	23,100	33,100	27,100	23,200	52,400	35,300	25,100	
※小損害実損てん補特約を選択した場合、上記掛金に2,150円加算します。													

建物の構造別区分の一例

一般造

木造または鉄骨造の建物で耐火造A、耐火造Bに該当しない建物。



耐火造 B

外壁のすべてがコンクリート造、レンガ造、土蔵造のもの。鉄骨造建物で外壁が不燃材料（石こうボード等）で造られたもの。



耐火造 A

コンクリート造または耐火被覆鉄骨で外壁屋根のすべてが不燃材料のもの。



共済掛金の納入は **口座振替** をお願いします！

■お申し込み、お問い合わせは最寄りのNOSA Iへ■

東部地域センター

〒410-2124 伊豆の国市原木857-2
TEL:055-949-1063 FAX:055-949-6424

〒412-0039 御殿場市かまど1083-1
TEL:0550-82-3038 FAX:0550-82-2934

〒418-0021 富士宮市杉田1230-5
TEL:0544-25-8100 FAX:0544-25-8101

中部地域センター

〒427-0019 島田市道悦5丁目3-15
TEL:0547-37-1751 FAX:0547-37-1760

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13
TEL:054-333-9066 FAX:054-333-9067

中東遠地域センター

〒437-0056 袋井市小山20-1
TEL:0538-42-2816 FAX:0538-42-2997

西遠地域センター

〒433-8104 浜松市北区東三方町242-1
TEL:053-438-3480 FAX:053-438-3481

業務管理センター

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13
TEL:054-251-3511 FAX:054-255-0741

NOSA I 静岡
LINE アカウント
友だち登録受付中！

NOSA I 静岡からのお知らせや、静岡の農業に関する情報を配信しています。LINE での問い合わせもお気軽にどうぞ。

NOSA I 静岡
安心のネットワーク
https://www.nosai-shizuoka.or.jp/

(22/0926500)

備えの種を
まこう。

風ニモマケズ
火災、地震、降雪
落雷トウノ
自然災害ニモマケズ。
住宅、倉庫
農作業所トウ
ノウカノタテモノヲ
シツカリ補償。
安ハシテ農業ニ
取組ンデモラウタメニ。



しっかり補償、安心の暮らしをサポート

建物共済 **住まいる**

安心のネットワーク
NOSA I

火災・落雷等に備えて

火災共済

加入できる金額(1棟あたり)

建物と家具類等を合わせて…

6,000万円

自然災害、地震等に備えて

総合共済

加入できる金額(1棟あたり)

建物と家具類等を合わせて…

4,000万円

※1棟の建物について、「火災共済」「総合共済」合わせて 最高1億円まで加入できます。

対象となる事故 共済種類	火災等の事故								自然災害			地震等の事故		
	火災	落雷	破裂爆発	外部からの物体の落下 飛来・衝突	建物内部での車両・積載物の衝突	給排水設備の事故などによる水漏れ損 水道管の凍結により生じた破損	盗難による き損・汚損	騒乱に伴う破壊行為による損害	風水害	雪害	土砂崩れなど	地震	津波	噴火
火災共済	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
総合共済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

自然災害を除く

自然災害を除く
老朽化・腐食を除く

盗難品は対象外

建物外部に損害がないとき及び老朽化・自然損耗が原因による損害は補償の対象になりません。

共済金額の50%を限度

共済金支払例

※算出した損害共済金が加入金額を超える場合、加入金額が上限となります。

火災等の場合(総合共済・火災共済 共通)

◆加入金額が建物等評価額の80%以上の場合

損害共済金 = 損害額

◆それ以外の場合

損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額} \times 80\%}$

建物等評価額が2,000万円の場合

損害額	加入金額	損害共済金
1,000万円	2,000万円	1,000万円
	1,000万円	約625万円

十分な補償を得るために、
建物等評価額の80%以上のご加入をお勧めします。

自然災害の場合(総合共済のみ)

地震等による損害の場合

建物等評価額が2,000万円の場合

損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額}} \times 50\%$

損害額	加入金額	損害共済金
1,000万円	2,000万円	500万円
	1,000万円	250万円

風水害・雪害・土砂崩れなどによる損害の場合

◆全損の場合(損害額が建物等評価額の80%以上の場合)

損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額}}$

◆それ以外の場合(損害額が建物等評価額の80%未満の場合)

損害共済金 = 損害額 - $\frac{\text{建物等評価額の5\%}}{\text{または 1万円}} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額}}$

建物等評価額が2,000万円の場合

損害額	加入金額	損害共済金
1,000万円	2,000万円	約999万円
	1,000万円	約499万円

※4,000万円または2,300万円の加入制限のある物件があります。
制限のある物件については火災・総合合わせて8,000万円または4,600万円が限度額となります。

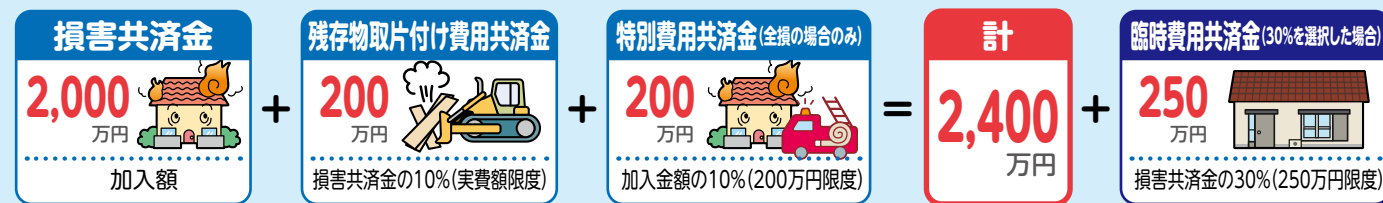
充実した『費用共済金』のラインナップ！ 損害共済金に加算してお支払いします。

「費用共済金」とは、共済目的そのものの損害の他に生じた経済的損害に対してお支払いするものです。（基本契約に含まれる）

費用共済金の種類		火災共済	総合共済
残存物取片付け費用共済金			 地震等による事故を除く
特別費用共済金			 地震等による事故を除く
損害防止費用共済金			
地震火災費用共済金			 主契約の補償の範囲に含まれます
失火見舞費用共済金			
水道管凍結修理費用共済金			

例えば、評価額2,000万円の住宅が全焼した場合

加入金額2,000万円のとき、お支払い額は…



お支払いができない事故(一部抜粋)

- 火災 …………… ●風呂の空焚きによる損害 ●地震を原因とする火災(火災共済のみの加入の場合)
- 物体の落下等 …………… ●自然災害による損害(火災共済のみの加入の場合) ●建物内部からの損害(車両又はその積載物の衝突又は接触を除く)
- 給排水設備 …………… ●経年劣化による損害 ●建物内部に水漏れ損が発生していない場合
- 盗難による損害 …………… ●盗難品
- 風水害 …………… ●経年劣化による損害(雨漏り等) ●窓を開けていた場合等の風雨の吹き込み ●損害額が1万円に満たない損害
- 地震等 …………… ●建物の損害割合が5%(家財等は70%)に満たない場合

保管中農産物補償共済

納屋、倉庫等の建物に収容されている農産物や輸送中の農産物を補償対象とします。加入できる方は農作物共済、果樹共済及び畑作物共済加入者で、共済目的である農産物に限ります。
建物総合共済の共済事故に加え、盗難及び輸送中の事故(火災又は破裂・爆発、衝突、墜落若しくは転覆、ただし荷崩れは除く)を共済事故とします。
1品目につき1口100万円、加入タイプは補償期間が120日以内のAタイプ(一時保管向け)2,500円と1年間のBタイプ(通年保管向け)6,500円があります。

事故が発生したときは・・・

速やかにNOSAIに連絡してください。職員が現地調査にお伺いいたします。
なお、調査終了まで現場保存にご協力願います。

特約 ー更なる補償の充実に向けてー

新価特約

建物・家具類などの共済の対象が損害を受けたときの評価として、現在と同等のものを再建築・再購入するために必要な額を基準に補償する特約です。（建物等評価額の残存価額の割合が50%以上のとき）

臨時費用担保特約（地震等による事故を除く）

共済事故によって建物や家具類が損害を受けた場合に臨時に出費する費用や、事故によって死亡あるいは後遺障害を被った場合に費用をお支払いする特約です。

- 支払額＝損害共済金の10%、20%、30%で加入者が選択された割合に相当する金額をお支払いします。（但し、1回の事故につき1建物250万円が限度）
- 死亡・後遺障害費用共済金の支払額＝共済金額の30%に相当する金額（但し、1回の共済事故につき、1名ごとに200万円が限度）

例 損害共済金100万円の支払いがあった場合

①特約なしの場合

100万円の支払い

②30%の特約を付した場合

100万円（損害共済金）にプラスして
100万円（損害共済金）×30%＝30万円

130万円の支払い

小損害実損てん補特約（地震等による事故を除く）

共済事故により損害を受けた場合、30万円を限度として共済金をお支払いする特約です。

- 加入要件＝1契約あたりの建物（家具類等を含む）1棟の加入金額が1,000万円以上であること。
- 掛金＝火災共済で810円、総合共済で2,150円の加算をしていただきます。
- 対象事故＝火災共済、総合共済それぞれの支払事故が対象となります。

例 落雷でエアコンが壊れ、30万円の被害が発生した場合

①特約なしの場合

損害額(30万円) × $\frac{\text{加入金額}(1,600\text{万円})}{\text{建物等評価額}(3,000\text{万円}) \times 80\%}$ =

損害共済金
20万円

加入割合によって
共済金を計算します。

②特約を付した場合

30万円の損害額までは、損害額が損害共済金となるので、

30万円

費用共済金不担保特約

この特約を付けると、基本契約で補償している費用共済金（残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、地震火災費用共済金(火災共済の場合)、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金）のお支払いはありませんが、その分の共済掛金等が割引されます。

自動継続特約(加入時に年数を選択)

加入時にこの特約を付けると、3～10年間は毎年の更新手続きが不要となり、同一内容の契約が自動継続されます。毎年の更新手続きの忘失による共済責任期間の中断が防止できます。

あなたの家の再取得価額を計算してみましょう！

私の家はいくら？

評価額計算表



の中に数字を入れてください。(新価特約での評価額)

(一般造の場合)

住宅建物	坪当たり価額	建物延面積	建物の評価額
	坪当たり価額の目安	坪	
	標準60	万円	

家具類とは、生活に必要な家庭生活用具のことです。

営業用什器等はご加入できません。

世帯人数	(万円)					
	単身	2人	3人	4人	5人	6人以上
住宅延面積	1人	1人1人	2人	1人2人	2人1人	3人
20坪(66㎡)未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310
20坪(66㎡)以上 40坪(132㎡)未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490
40坪(132㎡)以上 70坪(231㎡)未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730
70坪(231㎡)以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940

世帯人数 住宅延面積 家族構成		4人				5人以上			
		♂1人 ♀3人	♂2人 ♀2人	♂3人 ♀1人	♂4人	♂1~2人 ♀3~4人	♂3人 ♀2人	♂4人 ♀1人	♂5人
20坪(66㎡)未満		1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
20坪(66㎡)以上 40坪(132㎡)未満		1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
40坪(132㎡)以上 70坪(231㎡)未満		1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
70坪(231㎡)以上		1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

補償の対象とならないもの

- 自動車・通貨、有価証券、預貯金証書・貴金属及び書画、骨董品その他美術品で一個または一組30万円を超えるもの
- 動物、植物・営業用什器備品、商品、製品、原材料、工作機械・加入物件に「除く。」旨が記載されている物

落雷事故多発!!

落雷による電気製品等の被害に備えて、建物だけの加入でなく家具類への加入もおすすめします。

落雷事故が発生した場合は、速やかにNOSAIへ連絡してください。

建物 エアコン、給湯器、TVアンテナ など

家具類 テレビ、DVDレコーダー、パソコン、電話機 など

●ご加入できる方について

※ご加入できるのは、組合員資格がある方に限られますのでご注意ください。加入の際には、組合員資格の有無を確認させていただきます。

組合員資格がある方とは、水稻、麦、牛、豚、果樹、大豆、茶、園芸施設の業務を営む者、又は建物を所有又は管理する者で農業に従事する者をいいます。

主な用語のご説明

- 共済目的** …… 加入できる建物、家具類、農機具のことをいいます。
- 共済事故** …… 共済金の支払い対象となる偶発の事故のことをいいます。
- 共済責任期間** … 共済金をお支払いする事由が発生した場合に、組合が支払い責任を持つ補償対象の期間。共済証券に記載された期間。
- 共済金額 (加入金額)** …… 加入者と組合が契約した金額。共済目的が共済事故により損害を生じたとき、組合が支払う共済金の最高限度額。これに基づき支払う共済金を算出します。
- 共済価額** …… 建物等評価額の残存価額の割合が50%以上の場合は再取得価額、50%未満の場合は時価額をいいます。
- 加入割合** …… 共済金額(加入金額) ÷ 再取得価額 または 時価額 ※加入割合が低いと損害額に対して十分な補償が受けられません。
- 共済金** …… 共済事故によって共済目的に生じた損害について支払う金額を言います。建物共済では、損害共済金のほかに費用共済金があります。
- 再取得価額** …… 同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再建築(再取得、再購入)するために要する額をいいます。
- 時価額** …… 再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
- 残存価額の割合** … 時価額 ÷ 再取得価額

建物火災共済・総合共済重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・個人情報の取扱いについて)

この「説明書」は、建物共済への加入にあたり、ご契約に関する重要な事項(契約概要・注意喚起情報)を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認ください。ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、建物火災共済、総合共済約款及び特約条項をご参照ください。

「契約概要」:共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。 「注意喚起情報」:お申込みに際して加入者の不利益となる事項等、特にご注意ください事項です。

I. 契約概要のご説明

① 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われる行政の指導・監督のもと、当組合は、全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」といいます。)と保険関係を結び安定した事業の運営が行われる仕組みとなっています。

共済関係の成立について

- (1)加入資格者
組合の管内に住所を有し、農業に従事する者。
- (2)加入申込書の提出と契約の成立
建物共済の契約は、ご加入いただく方が所有または管理する建物を建物共済加入申込書に必要事項を記入・署名または押印して申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。

② 補償の内容

契約条件

- (1)契約の単位
①建物1棟ことの契約となります。(家具類も含めた場合も合わせて1棟となります。)
②家具類は契約建物に収容されている物に限り、家具類単独の契約はできません。
③家具類は、加入申込書において除外されている物を除き一式の契約となります。
- (2)共済金額の設定
①共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により制限が設けられています。
②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額(時価額又は新価特約を付帯した場合は再取得価額)いっばいに設定してください。共済金額が共済価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部分が補償されなかったり、共済掛金等が無効になることがあります。
- (3)共済金額の設定条件
①建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
②建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
③共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

補償の対象(共済目的)

- 建物共済の補償の対象は、建物(注1)及びその建物に附属又は収容する次の物です。(注2)
- (1)建物の基礎及び壁、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの附属設備(補償の対象としない旨の申出が無ければ、補償の対象となります。)
 - (2)建物に附属する門・垣・塙その他の工作物(補償の対象とする場合は、申出が必要です。)
 - (3)建物に収容されている家具類(補償の対象とする場合は、申出が必要です。)
- (注1)建物であっても、構造、設備及び用途(業種)などにより補償の対象にできない場合があります。
- (注2)次の物は補償の対象となりません。
- ・道路運送車両法に規定する自動車(農機具を除きます。)
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をい)、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。)
 - ・印刷、紙手、乗車券、その他これらに準ずる物
 - ・貴金属、宝玉石及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
 - ・極本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、型紙、帳簿その他これらに準ずる物
 - ・動物及び植物等の生物
 - ・営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物(農機具を除きます。)
 - ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
 - ・船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含む)及び航空機
 - ・建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

③ 共済責任期間

- (1)建物共済の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- (2)ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までに共済掛金等をお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする建物共済証券でご確認ください。
- (3)加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い1日の午後4時から1年となります。(自動継続特約の猶予期間を除く)なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

④ 共済掛金等に関する事項

- (1)共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくは組合までお問い合わせください。
- (2)共済掛金等の払込方法は、口座振替の他、組合の口座への振込み、現金支払いなどの方法がありますが、組合では原則口座振替とさせていただきます。加入申込の際にお申出ください。
- (3)共済掛金等の払込は、原則共済責任期間ごとに1回払いです。

⑤ 共済金(損害共済金及び費用共済金)をお支払いする場合

- (1)損害共済金のお支払い対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。
 - ①建物火災共済の場合
火災、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・接触・衝突又は倒壊(自然災害の事故による損害は除きます。)、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触(自然災害の事故による損害は除きます。)、給排水設備の事故及び加入者以外の占有する戸室で生じた事故による水ぬれ(自然災害の事故による損害は除きます。)、盗難により生じた盗・汚損、騒乱・集団行動による暴力・破壊行為(以下「火災等事故」といいます。)
 - ②建物総合共済の場合
前記①の火災等事故に加えて、自然災害(台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。))、その他これらに類する自然現象)
- (2)損害共済金のお支払い額
損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なり、共済約款でご確認ください。なお、共済金額が共済目的の価額(共済価額)に満たない場合、損害額の一部分が補償が受けられませんが、十分な補償が受けられるよう共済価額いっばいにご加入ください。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。
- (3)前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。
 - ①残存建物取付け費用共済金(地震等による事故を除く)
 - ②地震火災費用共済金(火災共済のみ)
 - ③特別費用共済金(地震等による事故を除く)
 - ④損害防止費用共済金
 - ⑤失火復興費用共済金
 - ⑥水道管凍結修理費用共済金(リッキングのみに生じた損害を除く)

⑥ 共済金をお支払いしない場合について

- (1)次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ①共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害(自動継続特約の猶予期間を除く)
 - ②加入者・加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - ③加入者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害
 - ④事故の際の紛失又は盗難
 - ⑤共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害
 - ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
 - ⑦地震等によって生じた損害。(建物総合共済における地震等事故及び建物火災共済地震火災費用共済金をお支払する場合は除きます。)
 - ⑧核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- (2)共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。
 - ①「損害発生時の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をした損害調査を妨害した場合
 - ②「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
 - ③「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
 - ④共済金の請求手続きを行使することができる時から3年間行使しない場合

⑦ 付帯できる特約及びその概要

建物共済に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
新価特約	損害共済金算定の基本となる共済価額及び損害額を再算又は再取得するために要する再取得価額で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損補償特約	損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。なお、この特約は建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約に付帯できます。	責任期間中に共済金額を減額したことにより、1,000万円を回った場合はこの特約は解除されます。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合(1.0、2.0、3.0%)をお支払いします(250万円が限度)。また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を受けた場合、1名ごとに共済金額×30%(200万円が限度)をお支払いします。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。
費用共済金不担保特約	事故の際にお支払いする共済金は、損害共済金のみで、費用共済金のお支払いはありません。	共済掛金等は費用共済金に相当する分が割引となります。
※収容農産物補償特約	建物総合共済の共済目的である建物に収容される農産物(米穀、麦、大豆)が共済事故により損害を受けた場合に、その損害に対して収容農産物損害共済金をお支払いします。	共済責任期間は次のいずれかが選べる。Aタイプ(申し出た開始日から末日までの120日以内の期間)。Bタイプ(主契約の責任期間と同一の期間)
自動継続特約	毎年の更新手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続します。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。

※2020年9月より新規の契約はできません。

⑧ 組合の解散時等の取扱い

組合は、その保有する共済金支払い責任の一部を全国連合会と保険関係を締結して危険の分散を図っていますが、解散せざるを得なくなった場合、農業保険法では、契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金等を加入者に払い戻しいたします。ただし、財務状況によっては、その金額が削減されることがあります。

II. 注意喚起情報のご説明

① 告知義務等の内容

- (1)ご契約時の注意事項(告知義務—加入申込書の記載上の注意事項)
契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。
【告知事項】
 - ①建物の情報…用途、構造、延面積、てん補範囲、有業期間、設備(動力・電力等)、所在地
 - ②他の保険・共済契約等に関する情報…建物を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約
- (2)ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)
ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。
ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行います。変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。
【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)
 - ①建物を買渡す場合
 - ②建物解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
 - ③建物に30日以上無人又は空家にする場合
 - ④建物に共済事故以外の原因により破損した場合
 - ⑤共済目的を他の場所に転移する場合
 - ⑥共済目的の危険が著しく増加した場合
 - ⑦ご契約後に共済目的の価額が著しく減少した場合

② 損害防止義務

- (1)共済契約者は共済目的について通常管理や、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- (2)損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

③ 重大事由による解除

- 次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
- (1)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2)共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと。
 - (3)組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合。

④ 超過共済による共済金額の減額

- ①ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- ②ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

⑤ 共済掛金の返還・共済掛金等の追加

- ①通知義務事項等により、ご契約内容の変更又はご契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金の返還又は共済掛金等の追加請求をいたします。
- ②解除の理由によっては、共済掛金を返還しない場合があります。

⑥ 事故が起こった場合の手続き等

- (1)事故が起こった場合の手続き
 - ①事故が発生した場合遅滞なく組合にご連絡ください。
 - ②共済契約者は組合から請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
 - ③組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
 - ④事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。
- (2)共済金支払後の共済契約
 - ①損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
 - ②損害割合が80%未満の場合、共済約款は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

III. 個人情報の取り扱いについて

- (1)組合は、ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」といいます。))について、当組合が、引渡の判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます。))します。また、共済関係に関する個人情報(組合が実施する他の共済の案内等のために、業務に必要な範囲で利用することがあります。)
- (2)組合は、共済金支払責任の一部を全国連合会の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」といいます。))の再共済に付しているため、組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報と共同利用します。
- (3)組合は、法令により、必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報第三者に提供することがあります。